

10-3 労災保険の適用（適用事業と対象労働者）



適用事業

労働者を使用する事業を強制適用事業とする。ただし、国の直営事業、非現業の官公署ならびに船員保険の被保険者については適用がない（第3条）。また、個人経営の農林、畜産、水産の事業で労働者5人未満は暫定任意適用事業とされている（昭44改正附則12条）。

強制適用の性格上、労災保険の保険関係は事業の開始日に成立する。事業主は、事業開始の日から10日以内に保険関係成立届を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

保険関係の成立手続を行わず保険料を納めていない事業主の下で発生した労働災害に関しても、保険給付は行われる。事業主に対しては、保険料の追徴及び故意等で届を怠っていたと判断されたときには、当該保険給付に要した費用の全部又は一部を徴収することができる（25条1項1号）。

中小事業主、自動車運送個人事業主、一人親方、これらの事業の従事者、家内労働者、海外派遣者などについて特別加入制度(任意加入)が設けられている。

対象労働者

適用事業場に使用されるすべての労働者が保険給付の対象である。労働者性が否定される場合及び家族従事者には適用されない（図表10-4参照）。